

令和2年度税制改正アンケートにご協力をいただき ありがとうございました

埼玉県法人会連合会では、国の税制改正に広く会員からの意見を反映させるため、昨年に引き続き税制委員・役員用と全会員用の二通りに分けて税制改正に関するアンケート調査を実施しました。全会員向けの対象者数は**42,940名**、うち**3,748名**(回答率**8.73%**)から回答を頂きました。また税制全般に関するアンケート調査を、税制委員・役員の皆さんに実施し、対象者数**997名**のうち**931名**(回答**93.38%**)の回答を頂きました。アンケートにご回答くださいました皆様方に、深く感謝申し上げます。

アンケートの集計結果に基づき、会員の皆様の貴重なご意見を反映させて令和2年度税制改正要望事項を以下の通りまとめました。

令和元年6月11日

埼玉県法人会連合会 会長 利根 忠博
税制委員長 川合 良平

令和2年度 税制改正要望事項 概要

<総論>

異次元金融緩和を中心としたアベノミクスがはじまって7年目に入った。昨年末には景気拡大局面が戦後最長と並んだとの報道があったが、中国経済の減速から、本年に入り既に景気後退局面に入ったとの見方が出てきた。更に足元でエスカレートしている米中貿易戦争は世界経済にとって大きなリスクであり、事態によっては日本経済が本格的な景気後退に陥る可能性もある。

この間、景気拡大による税収増はあったものの国と地方を合わせた長期債務残高は1,100兆円を超え、GDPの2倍近くに達する水準となっており、先進国の中では最悪である。

安倍内閣は骨太方針2018に盛り込まれた新経済・財政再生計画を進め、経済成長に向けては、人づくり革命・生産性革命・働き方改革などに取り組む一方、経済・財政一体改革を推進することとしている。なお、2019年10月に消費税率を10%に引き上げる方針であるが、引き上げ分の半分は教育の無償化等に充てることとした。これらを要因に、政府は、国・地方の基礎的財務収支（プライマリーバランス）黒字化の達成時期を2020年から2025年に先送りした。既に2018年の生産年齢人口(15歳～64歳)は年間51万人減少しており、今後もこれを上回る減少が予想されている。一方、社会保障費は高齢化がピークを迎えると予想されている2040年頃迄に増加が見込まれる。財政健全化への道のりは極めて厳しいと言わざるを得ない。

次世代への負担を軽減するために歳出・歳入の一体改革の徹底、財政規律の維持強化、持続可能な社会保障制度の確立に向け給付・負担のあり方を見直し、国民一人一人の危機感を醸成し、国を挙げての取り組みが必須である。

1. 財政の健全化と社会保障制度改革の推進

人口減少社会において過剰な公的債務の存在は、将来の成長を確実に阻害すると言える。

歳出・歳入一体的改革の取組強化、持続可能な社会保障制度の確立に向けた、負担の見直し、医療・介護の無駄の排除と効率化の徹底などによる給付の適正化を進めるべきである。また、国と地方の役割分担の見直し、地方への財源移譲等、地方の行財政改革へ更に踏み込んで取り組むべきである。

2. 法人税実効税率の更なる引き下げ

法人実効税率は企業の国際競争力に大きな影響を与える。法人税率を抑え消費税率を引き上げることは欧州をはじめ諸外国の潮流となっている。平成28年度の税制改正で、法人実効税率を諸外国並みの20%台へ引き下げることが出来たが、OECD主要国、アジア主要国の水準に比べて劣位にあり、更に引き下げが必要である。

3. 中小企業の高齢化と事業承継

我が国企業の大半を占める中小企業は、雇用数でも大企業を大きく上回り地域の活性化や雇用確保に大きく貢献している。中小企業・小規模事業者にとって高齢化は大きな課題である。事業承継税制は大きな見直しが必要だったが、さらなる抜本的な制度改正が必要である。

<要望事項>

1. 法人実効税率の更なる引き下げを要望する。

国内企業の国際競争力強化、海外への流出防止、海外企業の国内参入促進の観点から、更なる引き下げを要望する。アンケートの回答では70%以上が引き下げを回答している。

2. 事業承継制度の制度改正、納税猶予のための条件緩和を要望する。

中小企業経営者の高齢化が進み、円滑な事業継承が進まなければ経済社会の根幹が揺らぐことになる。アンケートでは、事業承継の時期について「5年以内」、「6～10年以内」の回答を合わせると52.7%、さらに「10年以上先」を加えると70%近くになる。

また、事業承継税制については「事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める」38.1%、「生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するようなど弾力的な対応を求める」35.6%となっている。欧州主要国のような新たな制度の創設、あるいは更なる納税猶予のための条件緩和を要望する。

3. 持続可能な社会保障制度確立に向けた取組み強化を要望する

平成24年8月に関連法案が成立した「社会保障と税の一体改革」は、社会保障の充実安定化と、その為の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものであった。しかし、現下の財政状況や今般の消費税の使途拡大によって、その理念は大きく変質してしまったと言わざるを得ない。持続的な社会保障制度構築のためには、適正な負担を確保し、給付を重点化・効率化により可能な限り抑制していく必要がある。特に医療・介護分野においては無駄を排除し、効率的な給付へ切り込んだ取組みが必須である。

残された時間は少ない。負担を引上げ、給付を抑制する「中福祉・低負担」から「中福祉・中負担」への切り替えが必要である。

4. 税制改正要望大会は東京で開催するよう、引き続き全法連に強く要望する。

- (1) 税制改正要望大会は、全国大会と切り離して東京で開催し、政府・政党要人を招聘して、全法連として国に対する提言の機会を設け、社会における法人会の存在感強化を示すべきである。
- (2) 新聞紙上に意見広告を継続的に掲載し、法人会としての税制改正に関する要望事項を広く一般市民へ知らせることが必要である。
- (3) また、要望大会だけでなく、一般公開を含めて税に係るシンポジウムやパネルディスカッションなどを行い、報道機関などへのプレス発表を通じ、広く世論に訴えかける活動を強化すべきである。そうした活動の継続により、法人会活動が広く認知され、社会的評価を得ることができるものとする。

<各論>

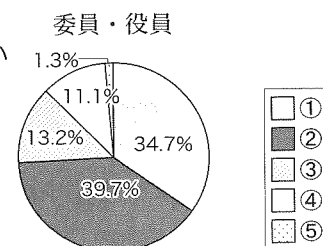
【法人税】

<法人実効税率の更なる引き下げを要望する>

我が国の法人実効税率は29.74%(資本金1億円超の企業の場合)だが、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10ヶ国の平均は約22%となっており、依然として水準は高い。今後の法人実効税率についてアンケートでは、「課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる」39.7%と「課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる」34.7%が大半を占め、「課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない」13.2%、「わからない」11.1%という回答結果となり、更なる引き下げを要望している。

- ① 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる
- ② 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる
- ③ 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない
- ④ わからない
- ⑤ その他

	合計	①	②	③	④	⑤
委員・役員	927	322	368	122	103	12



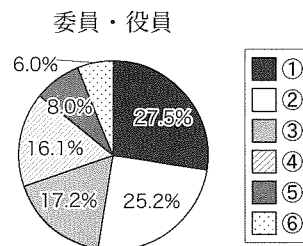
【事業承継税制】

＜制度改正、納税猶予のための条件緩和を要望する＞

中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代は、待ったなしの課題となっている。事業承継の時期についてアンケート回答では、「5年以内」27.5%、「6～10年以内」25.2%、「10年以上先」17.2%、「すでに事業承継を終えた」16.1%となっている。

- ① 5年以内
- ② 6～10年以内
- ③ 10年以上先
- ④ すでに事業承継を終えた
- ⑤ 事業を継承しない
- ⑥ その他

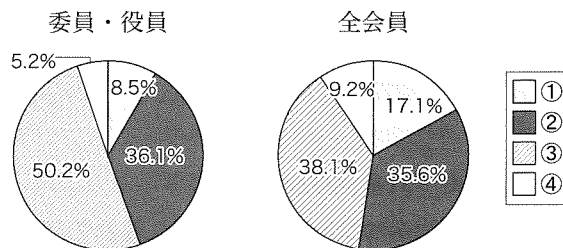
	合計	①	②	③	④	⑤	⑥
委員・役員	927	255	234	159	149	74	56



平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、事業継承時の贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われた。今般の改正を受けてアンケートでは、「事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める」38.1%、「生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど弾力的な対応を求める」35.6%、「これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する」17.1%という回答結果となり、さらなる制度改正、納税猶予のための条件緩和を要望する。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど弾力的な対応を求める
- ③ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ④ その他

	合計	①	②	③	④
委員・役員	919	78	332	461	48
全 会 員	3,566	610	1,268	1,357	331



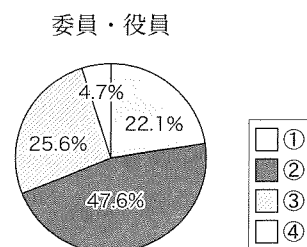
【消費税・適格請求書等保存方式】

＜適格請求書等保存方式導入に際しては免税事業者が取引から排除されないように配慮すべきである＞

2023年10月1日以降は、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入れ税額控除の要件となる。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となるので、登録手続きを受けていない免税事業者(課税売上高1,000万円以下)からの仕入れについては、仕入税額控除することが出来なくなる。(なお、免税事業者からの仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を控除することが出来る経過措置を設けている。)このことについてアンケートでは、「免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき」47.6%、「わからない」25.6%、「適正な仕入税額控除を計算できるようにするためには、やむを得ない」22.1%という回答結果となり、実施に際し配慮が必要である。

- ① 適正な仕入税額控除を計算できるようにするためには、やむを得ない
- ② 免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき
- ③ わからない
- ④ その他

	合計	①	②	③	④
委員・役員	929	205	442	238	44



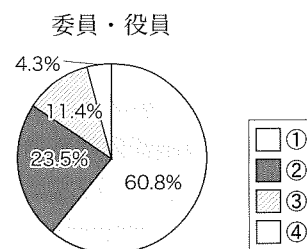
【財政健全化】

＜財政健全化に向け歳出・歳入一体的改革により取り組むべきである＞

国と地方の長期債務残高が1,100兆円に達し、我が国の財政悪化は先進国の中でも突出している。政府は、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化達成時期を2025年に先送りした。財政健全化についてアンケートでは「厳しい財政規律のもと、歳出・歳入一体的改革により取り組むべき」60.8%、「経済成長による税の自然増収を中心に、柔軟に対応すべき」23.5%、「わからない」11.4%という結果となった。財政健全化に向け歳出削減にさらに踏み込んだ一体改革が必要である。

- ① 厳しい財政規律のもと、歳出・歳入一体的改革により取り組むべき
- ② 経済成長による税の自然増収を中心に、柔軟に対応すべき
- ③ わからない
- ④ その他

	合計	①	②	③	④
委員・役員	927	564	218	106	39



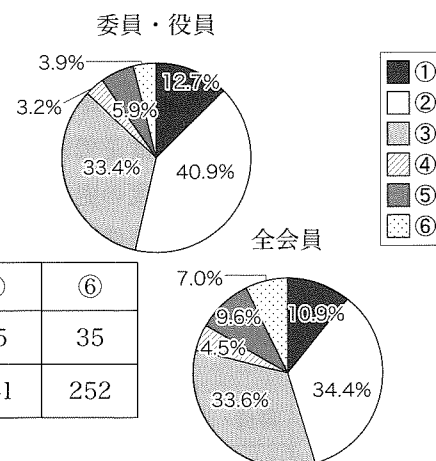
【社会保障制度】

＜負担と給付のあり方について将来像を示すべきである＞

「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる2025年には、医療・介護の給付費急増が見込まれている(いわゆる2025年問題)。少子高齢化の中で増大する社会保障費を抑制するためには、負担と給付のあり方を見直す必要がある。アンケート回答では、「給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する」34.4%、「現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない」33.6%と両者が拮抗している。負担と給付のあり方についての将来像を早急に示す必要がある。

- ① 給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす
- ② 給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する
- ③ 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
- ④ 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担増もやむを得ない
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

	合計	①	②	③	④	⑤	⑥
委員・役員	927	118	379	310	30	55	35
全 会 員	3,565	388	1,227	1,197	160	341	252



【地方の行財政改革】

＜地方議会のスリム化と地方公務員の給与の適正化、併せて国と地方の役割分担を明確化、権限移譲を求める＞

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立、自助の体質構築が求められる。地方自治のあり方、国と地方の税源配分を含め抜本的な見直しが迫られている。アンケートの結果は、優先すべき検討課題として「地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立」23.4%、「国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲」22.9%、「地方公務員給与の適正化など行政のスリム化」22.3%の順となった。人口減少による住民税の税収減と将来に亘る社会保障費用の増加に対し、地方においては地方議会のスリム化、地方公務員数、給与の見直しに真剣に取り組む必要がある。また、国と地方の役割分担の見直し、地方への権限移譲も併せて進めていく必要がある。

- ① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ② 地方税財源の充実
- ③ 広域行政による効率化
- ④ さらなる市町村合併の推進による基礎自治体の拡充
- ⑤ 地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立
- ⑥ 地方公務員給与の適正化など行政のスリム化
- ⑦ その他

	合計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
委員・役員	1,676	384	170	231	101	393	374	23

